第65表　迷惑防止条例違反の送致状況

違反態様	平成18年		平成17年		前年比	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	**2,715**	**2,685**	**2,957**	**2,949**	**△242**	**△264**
ダフヤ行為(第2条)	40	41	43	46	△3	△5
ショバヤ行為(第3条)	2	3	-	-	2	3
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-
粗暴行為(第5条) 卑わい行為(第1項)	2,425	2,389	2,471	2,439	△46	△50
うち）盗撮行為	(210)	(208)	(222)	(222)	(△12)	(△14)
その他(第2･3･4項)	5	6	3	2	2	4
つきまとい行為等(第5条の2)	7	7	6	6	1	1
押売行為(第6条)	-	-	1	1	△1	△1
不当な客引行為(第7条)	206	209	329	337	△123	△128
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	30	30	104	118	△74	△88

注　盗撮行為は卑わい行為の内数である。
数値：生活安全特別捜査隊

第66表　ストーカー規制法違反等の措置状況

区分	平成18年	平成17年	前年比
ストーカー行為等に係る相談	918	934	△16
警告書の交付（第4条）	110	67	43
禁止命令（第5条）	6	5	1
仮の命令（第6条）	-	-	-
援助の実施（第7条）	138	132	6
送致 ストーカー行為違反（第13条）	18	19	△1
送致 禁止命令違反（第14条）	2	-	2

注　ストーカー規制法とは「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。
数値：生活安全総務課

第67表　DV防止法違反等の措置状況

区分	平成18年	平成17年	前年比
配偶者の暴力行為に係る相談	1,820	1,514	306
接近禁止・退去命令（第10条）	24	31	△7
接近禁止（第10条1項1号）	103	83	20
退去命令（第10条1項2号）	1	-	1
援助の実施（第8条の2）	405	324	81
送致 保護命令違反（第29条）	-	2	△2

数値：生活安全総務課

特別法犯
65表
66表
67表